

公募型プロポーザル方式による若者就労支援事業業務委託の実施について（公告）

公募型プロポーザル方式による若者就労支援事業業務委託を実施するので下記のとおり公告します。

令和3年（2021年）5月7日

宝塚市長 山 崎 晴 恵

記

- 1 委託業務名 若者就労支援事業業務委託
- 2 業務目的 就職に向けて何らかの事情により、自ら就職活動を行うことが困難な若者に対して、社会経験のための学習・訓練・実践的職場体験実習という多様な段階を踏まえ、働くイメージを育て、就労意欲を高め、一人ひとりにあった適切な進路を発見し、継続就労が可能となるようきめ細やかな就労支援を行うことを目的とする。
- 3 業務内容 業務仕様書参照
- 4 業務期間 委託契約締結の日から令和4年（2022年）3月31日まで
- 5 参加資格
プロポーザルに参加できる者（提案者）は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。
 - （1）法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税等の租税を滞納していないこと。
 - （2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、本市における入札参加を制限されていないこと。
 - （3）契約締結までの期間に、宝塚市指名停止基準に基づく指名停止措置を受けていないこと。
 - （4）宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第6号。以下「暴力団排除条例という。」）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
 - （5）会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定による、更生、再生手続き中でないこと。
 - （6）政治団体、宗教団体又はそれに類する団体でないこと。
- 6 公募期間 令和3年（2021年）5月7日から5月31日まで
- 7 申込手続等
 - （1）実施要領、業務仕様書、各種様式等は宝塚市のホームページにて公表するので適宜ダウンロードすること。
 - （2）参加申請書及び企画提案書等の提出方法、提出期限及び提出場所については実施要領を参照すること。